

■未登記建物の名義を変更するとき

○償却資産申告のお知らせ

事業用の償却資産(遊休・未稼働を含む)については、毎年一回申告する義務があります。申告に必要な書類は、12月末日までに送付しますが、届かない場合は、お問い合わせください。

なお、申告期限は平成20年1月31日(木)です。

◎固定資産現況調査

事業の実施について

○一次調査

家屋の実態を正確に把握し、適正・公平に課税するために、平成18年度から航空写真を活用した家屋図を基に、家屋の平面図と実際の家屋を照らし合わせながら行う外観確認調査を市内全域を対象に実施しています。

○二次調査

一次調査の際に家屋の平面図や課税台帳と一致しない家屋(増築や未評価・滅失など)で、さらに詳しい調査が必要な場合を実施します。

なお、調査には市職員が伺い、家屋所有者の承諾後に、家屋内には立ち入らず、外観からの計測・構造・用途などの確認を

川内地域から実施しています。皆さまのご協力をお願いします。

■軽自動車税

毎年、4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車・自動二輪・原動機付自転車・小型特殊自動車を対象になります。

○早めに廃車手続きを!

使用しなくなった軽自動車などの廃車手続きをしていない方が多く見られます。廃車手続きをしなければ毎年課税されますので、ご注意ください。

○廃車手続き先は…

125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車は、本庁税務課または各支所地域振興課へ届け出てください。その際、ナンバープレートと所有者・届出者の印鑑(スタンプ印を除く)をお持ちください。

なお、125ccを超える二輪車および軽自動車は、県軽自動車協会(☎099(261)4011)へお問い合わせください。

◎大切な納税

○自主納税

市税は、納税者の皆さんが定められた期間内に自主的に納めていただくものです。

○市税を滞納すると…

納期限までに納税しないと督促状を送付し、さらに、催告書や電話などで納税をお願いしています。

滞納した場合には、本来納める税金のほか、督促手数料・延滞金を納めていただくかなければなりません。

○滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納付した方との公平を保つために、やむを得ず、滞納している方の財産を差し押さえ、これらの財産を公売するなどの滞納処分を実施します。

○納期限内納付を!

このように、市税を滞納することは、納税者にとって不利益となることはもちろん、本市にとつても、滞納整理などに費用が掛かります。納付された貴重な市税を有効に使うためにも、納期限内に納付をお願いします。

○納税は口座振替で!

■安心(納期を忘れても安心)
■安全(現金の取り扱いがなく、安全)

■便利(お忙しい方、ご不在が

ちの方に特に便利)
口座振替は金融機関の窓口で受け付けていますので、手続きの際には、納付書・預金通帳・

通帳の届け出印をお持ちください。

○納税のご相談はお気軽に

本庁2階収納課および各支所地域振興課では、各市税の納付相談を受けています。

事情があつて、納税が困難になった場合や、分割納付などについて知りたい場合は、窓口や電話でお気軽にご相談ください。

◎窓口でのサービスなど

○証明書の発行

本庁・支所以外でも、中央公民館市民サービスコーナーで、次の証明書を発行しています。

証明の種類	手数料
所得証明・課税証明(市県民税)・納税証明・土地証明・営業証明	200円
軽自動車税納税証明(車検用)・国民健康保険税納付証明(申告用)	無料

*印鑑(スタンプ印を除く)が必要。また、代理の方が申請するときは、代理人(窓口に来る方)の印鑑(スタンプ印を除く)と申請者本人の印鑑

(スタンプ印を除く)または委任状が必要です。

○昼休み窓口業務

正午から午後1時の間も、窓口業務の一部および収納業務を行っています。

なお、収納業務は本庁2階収納課および各支所地域振興課のみの取り扱いです。

そのほか、ご質問・ご意見などがありましたら、左記までお問い合わせください。

●問合せ先

- ▼【市民税・国民健康保険税】本庁税務課市民税グループ (内線2231)
- ▼【固定資産税】本庁税務課土地グループ (内線2241)
- ▼本庁税務課家屋グループ (内線2251)
- ▼【軽自動車税】本庁税務課税制グループ (内線2221)
- ▼【税の収納関係】本庁収納課 (内線2421・2431)
- ▼【支所管内における税】各支所地域振興課税務グループおよび地域振興グループ